平成２６年度

水槽付消防ポンプ自動車
水Ｉ－Ａ型

仕　様　書

燕・弥彦総合事務組合消防本部

第１　総則

１　目的

この仕様書は、燕・弥彦総合事務組合消防本部(以下「当消防本部」という。)において、平成２６年度に購入する水槽付消防ポンプ自動車水Ｉ－Ａ型(以下「本車両」という。)の製作に関する一切に適用する。

２　概要

本車両は、５．５ｔ級低床型のダブルキャブオーバー四輪駆動消防専用シャシに、消防ポンプ装置(消防検定A-２級ポンプ)、圧縮空気泡消火装置(ＣＡＦＳ)、水槽(１，５００Ｌ以上)、無線電話装置及び消防活動上必要な資機材を装備し、迅速確実な消防活動に使用することができる水槽付消防ポンプ自動車とする。

３　適合法令

本車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次にあげる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとすること。

また、消防車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造については品質保持並びに環境配慮から品質管理システム(ＩＳＯ１４００１認証取得)を構築している工場にて製造すること。

（１） 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号）
（２） 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
（３） 道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
（４） その他関係法令等

４　製作上の問題処理

（１） 仕様内容に疑義の生じた場合は、当消防本部に速やかに連絡し、承認又は指示を受けること。
（２） 仕様変更は、事前に契約担当課及び当消防本部担当者と打合せの上、変更承認図を提出し承認を受けること。
（３） 本車両製作にあたり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者においてこれらの問題を解決すること。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

（１） 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は、すべてコーキングを施すこと。
（２） 清掃・点検・調整及び修理が容易に行えること。
（３） 使用取扱上の安全性・操作性を十分に考慮したものであること。
（４） 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

（5） 堅ろうにして長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものであること。

（6） 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。

また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。

（7） シャシ等は、すべて新規製品を使用すること。

（8） 法令点検整備が容易に行える構造とすること。

6 規格及び表示

車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本工業規格（ＪＩＳ）のものを使用すること。

ただし、ネジ類についてはＩＳＯネジ又はこれに準じたものを使用すること。

また、車両に使用する単位等の表示は、すべてＳＩ単位で表示すること。

7 登録の費用

本車両の新規登録に関する一切の経費については、受注者の負担とすること。

ただし、本車両にかかる自動車損害賠償責任保険・自動車重量税及び自動車リサイクル法にかかわる経費は、当消防本部が負担するので、立替え払いが必要な場合は一時受注者が負担し、納車後本車両代金と別に当消防本部に請求すること。

8 登録の代行

本車両製作完了後、新規登録のための手続きを代行し、新潟運輸支局新潟陸運支局長の行う当該検査に合格させること。

9 保証期間

（1） 本車両の保証期間は、納車後２年間とし保証書を提出すること。

なお、保証期間経過後であっても設計・製作及び材料等の不良に起因する不具合の発生については、受注者において無償で修復又は取り替え等を行うこと。

（2） 故障等が生じた場合の修理については、速やかに対応すること。

10 事故防止

艤装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに当消防本部に連絡するとともに、その事故等について一切の責任を負うこと。

11 検査

（1） 受注者は、当消防本部が行う検査を受けること。

（2） 当消防本部が適当と判断する時期に受注者製作工場で艤装中間検査を行う。

ただし、経費については、当消防本部が負担するものとすること。

（３） 車両完成時には、各検査を行うものとし、検査時の写真及び「計量証明書」「転覆角度実測証明書(車輌安定傾斜角度測定表)」を車両納入時に提出すること。

ア　完成車重量測定検査

イ　完成車転覆角度検査

（４） 納車検査は、新規登録後に行うものとし、車両・取り付け品・積載品・付属品すべてを一括して行うものとし、検査の結果不備事項又は不合格がある場合は、当消防本部が指示する日までに改修又は取り替えを行い、再度検査を受けるものとすること。

（５） その他必要に応じ検査を行うものとすること。

第２　提出書類

１　提出書類

（1）「入札参加申請書」提出時に、次の書類を提出すること。

ア　車両製造元の品質管理システム(ＩＳＯ１４００１認証取得)構築の書類（写し）

イ　代理店が入札参加する場合は、製造元の代理店証明書

（２）製作承認図書類・完成図書及び取扱説明書は、Ａ４版のファイルに一括して綴じること。(写真は除くこと。)

（３）図面は、すべてＡ３版とすること。

（４）外国製品の書類等については、すべて日本語に翻訳すること。

また、各単位にはＳＩ単位を併記すること。

（５）外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を当消防本部に提出すること。

ア　会社名

イ　所在地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

２　着手届　・・・１部

承認図書の審査を受けた後、着手届を提出し、着工するものとすること。

３　全体工程表　・・・２部

契約後１か月以内にシャシの製作を含めた全体の工程表を当消防本部に提出すること。

４　進捗状況の報告

工程ごとの進捗状況を示す書類、写真を１部提出すること。

５　製作承認図書類　・・・３部（返却分１部含む）

受注者は、艤装開始前に仕様書に基づく次の書類を提出し、当消防本部の承認を受けること。

（１）製作工程表（外注先の作業工程を含む）

（２）製作承認図

ア　艤装外観５面図

イ　シャシ２面図

ウ　キャブ改造図（空気呼吸器固定装置を含む）

エ　ホース収納位置図（積載可能本数明示）、資機材等収納部詳細図及び各種取付装置等詳細図（３面図）

オ　車体骨組図

カ　配管図及び配管系統図（水ポンプ及び水系統のフローシート）

キ　電気配線図（種類、電球のワット数明示）

ク　その他、当消防本部が指示するもの。

６　完成図書

（１）シャシ関係図書（納入時に次の書類をＡ４版に製本して２部提出すること。）

ア　日本消防検定協会が行う消防ポンプ自動車用機関の試験結果（写し）

イ　シャシの図面

ウ　動力取出装置（Ｐ．Ｔ．Ｏ）の図面

エ　エンジンオイル冷却装置の図面

オ　シャシの改造関係（キャブ取付品その他）の図面

カ　シャシ艤装資料

キ　シャシの諸元明細書又は詳細な仕様書

ク　シャシカタログ

ケ　シャシ使用電球型式一覧表（型式・ワット数明示、増設部を含む）

コ　シャシ使用ヒューズ型式一覧表（型式・ワット数明示、増設部を含む）

サ　シャシ電気配線図（増設部）

シ　オイルパンヒーターの図面及び諸元

ス　その他、当消防本部が指示するもの。

（２）艤装関係図書（納入時に次の書類をＡ４版に製本して２部提出すること。）

ア　艤装外観５面図（承認図を修正したもの）

イ　完成車の最小回転半径の走行軌跡図

ウ　使用材料一覧表

エ　車体骨組図

オ　配管図及び配管系統図（水ポンプ及び水系統のフローシート）

カ　消防ポンプ装置（動力伝達装置を含む）の関係図及び諸元表

キ　消防ポンプの関係図及び諸元表

ク　水槽関係図

ケ　圧縮空気泡消火装置の関係図及び諸元表
コ　電気配線図（承認図を修正したもので、リレー・ヒューズ・アンペア数等を明示したもの）
サ　各電装品の配線施工図（メンテナンスを考慮したもので、リレー・ヒューズ・リミットスイッチ・安定器等の設置位置を具体的に示したもの）
シ　ホース収納位置図（積載可能本数明示）、器具収納部詳細図及び器具取付装置詳細図（３図面で承認図を修正したもの）
ス　装備品等一覧表（品名、数量、製作会社名、型式等）
セ　装備品等のカタログ又は写し（諸元明示）
ソ　装備品等の使用油脂類一覧表（整備上必要なもの）
タ　使用電球型式等一覧表
チ　使用ブレーカー（ヒューズ）型式一覧表
ツ　消防ポンプ装置の性能試験成績表
テ　日本消防検定協会による消防ポンプ装置の消防受託試験合格及び安全基準適合プレート（写し）
ト　日本消防検定協会による鑑定合格の表示（写し）
ナ　改造自動車等審査届出書（写し）
ニ　計量証明書（写し）
ヌ　転覆角度実測証明書（写し）
ネ　車検証（写し）

（３）取扱説明書・・・２部
ア　シャシ取扱説明書（シャシ取り付け品含む）
イ　消防ポンプ装置取扱説明書（整備解説書含む）
ウ　圧縮空気泡消火装置取扱説明書（整備解説書含む）
エ　資機材及び取り付け品等の取扱説明書（整備解説書含む）

７　写真（カラーＬ判、又はデジタルカメラ写真と写真を保存したＣＤ）

（１）次に掲げる写真（Ａ４版ファイルに製本）２部を提出すること。
ア　製作工程に基づく工程写真（シャシから完成車までの状況）
イ　工程ごとの塗装状況が確認できるもの。
ウ　完成車(新規登録後でナンバー付き)上部、前後左右の正面及び斜めから撮影したもの。
エ　資機材収納部の状況
オ　緊急自動車事前届出用（上部、前後左右の正面から撮影、新規登録前のもの）
カ　その他当消防本部が指示するもの。

８　無償点検整備

納車後３か月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。

９　技術指導（取扱い説明）

受注者は、当消防本部の職員に対して、要請する日程において、本車両及び艤装装備品の取扱い及び保守整備について、専門係員を派遣し無償で技術指導を行うこと。

10　その他

道路交通法施行令第１３条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして、本車両の車両型式・車体番号が記載されている書類及び上記「７（１）オ」の写真を新規登録日の１０日前までに当消防本部に提出すること。

なお、緊急自動車届出は受注者が行い、納入前までに燕警察署へ届け出るものとすること。

第３　仕様

１　材質の規格

（１） 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。

（２） 主要材料の材質は、次のとおりとすること。

ア　骨組等主要構造は、一般構造用圧延鋼材（ＳＳ４００）以上の強度を有する材料を使用すること。

イ　ポンプ主要部品は、青銅鋳物（ＢＣ６）以上で耐久性に富んだ材料を使用すること。

ウ　ポンプシャフトは、ステンレス鋼（ＳＵＳ４０３）以上の強度を有する材料を使用すること。

エ　主配管は、配管用炭素鋼管又は同等以上の強度及び耐久性を有するものとすること。

オ　放水口ボールコックは、青銅鋳物（ＢＣ６）以上で耐久性に富んだ材料を使用すること。

カ　泡消火薬剤の配管及び付属部品は、耐久性及び強度を有すること。

（３） ステップ等は、アルミ縞鋼板を使用すること。

（４） 保護枠・計器盤・蝶番・手摺り・握り棒等その他金属露出部分及び外部に取り付けるボルト・ナット類は、ステンレス製部材を使用すること。

（５） コーキング及びシーリング材は、経年変化により硬化せず弾力性のあるものを使用すること。

（６） 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用し、規定量を入れておくこと。

（７） 電池及び電池パックを使用するものは、各メーカーが指定するものを使用し、必要数を入れておくこと。

（８）その他の材料は、次のとおりとすること。

ア　プラスチック類は、すべて難燃性及び耐油性のものを使用すること。

イ　ゴム製品は、耐油性のものを使用すること。

２　主要諸元

本車両は、下記のシャシにインデューサー付１段ボリュートポンプと１，５００Ｌ以上の水槽を装備し、河川・消火栓等の水利から強力な放水をなし一般火災に対し速やかに活動できるものとすること。

（１）型　　式	ダブルキャブオーバー型低床式（消防専用シャシ）
（２）エンジン	水冷４サイクル　ディーゼルエンジン
（３）排 気 量	６，０００cc 以上
（４）検定出力	２２０ＰＳ（１６２ｋW）以上
（５）軸　　数	２軸
（６）駆動方式	４輪駆動
（７）走行装置	ア　マニュアルトランスミッション（６ＭＴ）
	イ　パワーステアリング装置
	ウ　最終減速比は高トルク型とする
（８）ホイールベース	３，７５０㎜以内
（９）車両寸法	全　　長　：　　７，０００㎜以下
	全　　幅　：　　２，５００㎜以下
	全　　高　：　　３，３００㎜以下
(10) 車両総重量	１１，５００kg未満（別表の積載品重量含む）
(11) 乗員人員	５名（前席２名、後席３名）
(12) オイルパンヒーター	キャップ、１５ｍ専用コード
(13) キャブチルト	電動油圧式（緊急時に手動操作可能なもの）
(14) 燃料タンク	１００Ｌ以上
(15) 動力伝達装置	フルパワーＰ．Ｔ．Ｏ
(16) その他	ア　オルタネーター出力（２４Ｖ９０Ａ以上）
	イ　エアコン（純正品）
	ウ　ＡＢＳ（アンチロックブレーキシステム）装置
	エ　坂道発進補助装置
	オ　ディスチャージヘッドライト
	カ　フォグランプ
	キ　パワーウィンドウ
	ク　電磁ドアロック（全ドア）
	ケ　キーレスエントリー（３個）
	コ　ステンレスナンバー枠
	サ　サイドバイザー（全ドア）

シ　サンバイザー（運転席、助手席）
ス　フロアーマット（前席、後席）
セ　フロントバンパー上面アルミ縞鋼板張

３　シャシ規格

（１）使用するシャシは、平成２６年度に製作されたものを使用すること。
（２）使用するシャシは、日本消防検定協会の検定（消防受託試験）に合格したものとすること。
（３）使用するシャシは、ダブルキャブ５．５ｔ(低床式)の消防専用シャシとすること。
（４）使用するシャシは、平成２２年排出ガス規制(ポスト新長期)に適合した3か月以内に製造されたものとすること。
（５）この仕様書において指定した装備品以外のものについては、消防専用シャシとしてメーカーが公認している標準品が装備されていること。

４　キャブの構造

（１）キャブの構造は、エンジンの点検等を容易にするため電動キャブチルト装置付とし、落下防止用の支え棒等を取り付けること。
（２）キャブは、鋼鈑及び軽量かつ十分な強度を有したキャブオーバーダブルキャブ型とすること。
（３）低重心化を図るためハイルーフは、軽量で強度のある炭素繊維強化プラスチック(ＣＦＲＰ)と金属を組み合わせた炭素繊維複合材料又はガラス繊維強化プラスチック（ＦＲＰ）を使用すること。
（４）キャブ上部には、静止荷重３００㎏、動荷重１５０㎏レベルの耐荷重を有するアルミ縞鋼板張り落としこみルーフデッキを設け、天井部に耐荷重５０㎏以上の支点リング６個を取り付けること。
（５）赤色警光灯は、キャブと一体型流線型とし、省電力で球切れのないＬＥＤ灯を内蔵すること。
　また、スピーカー５０W(２個)は、キャブ内の静粛性を保つためにアクティブ制御方式とし、モーターサイレン(１個)をキャブ前方中央部にキャブ一体型(防雪カバー付)として収納すること。(キャビンとセパレート型は不可とする。)。
（６）キャブ天井側面左右に、標識灯を埋込式にて取り付けること。
（７）キャブ左右側面に、キャブ一体のキャブバックパネルを垂直に立上げ加工し、シートライザーの純正位置より更に後方移動を可能とし、キャブ内後部座席スペースが広く取れるようにすること。足元のスペースは、５６０㎜以上を確保すること。
　なお、シートライザーは、シート後方移動及び座面跳ね上げ式ボストロムシート３脚装着に対応するものであること。

（８） 後部席部の内部床面から天井までの高さ(床及び天井内装材の内法とする）は、１８０㎝以上を確保し、起立状態で呼吸器の脱着や防火衣の着替えができるようにすること。

なお、後部座席上部前後に物入れボックスを取り付けること。ボックスは、着座時、立位時のいずれにおいても支障のない棚を設けること。

また、棚の手前側には、収納物の飛び出し防止の措置を講じること。

（９） 各装置の電装品スイッチは、運転席中央付近のセンターコンソールボックスに取り付け、操作が容易に行えるよう設置すること。

(10) 後部座席に空気呼吸器内蔵型座席シートを３席取り付けること。

また、座席内蔵呼吸器固定装置はクイックホルダーとし、着座した状態でも容易にホルダーを開放できるレバーを座席右側に取り付けること。

また、取り付け装置の間に、面体等吊り下げ用フックを４箇所取り付けること。

(11) 後部座席の背当ては、隊員の空気呼吸器着脱が容易にできる構造とすること。

(12) 後部座席座面シートは、跳ね上げ式とすること。

(13) キャブ内後部座席前方手摺り中央付近に、展開式のテーブル兼用の地図収納ボックス（Ａ３サイズ)を取り付けること。

(14) キャブ内後部座席上部前方収納棚下部左側に、携帯用拡声器１個を固定できる装置を取り付けること。

(15) キャブ室内後席天井に、室内灯（角型ＬＥＤ灯）を設け、スイッチは３段切替式（ＯＮ・ＯＦＦ・ドア連動）とすること。

(16) 乗降用の手摺りをキャブの両側面に取り付けること。

(17) キャブフロントグリル上部中央の位置に、手摺りを取り付けること。

(18) キャブフロントガラス上部左右対称の位置に、手摺りを取り付けること。

(19) キャブ内後部座席前方に、手摺りを取り付けること。(ビニール被覆のＳ字環フックを８個取り付ける。)

(20) 消防章をキャブフロント部に、黒色の台座を設けて取り付けること。

(21) キャビンの各扉昇降口フェンダーに、アルミ製保護板を取り付けること。

(22) フロントバンパー上部は、３．０㎜厚のアルミ縞鋼板張りとすること。

(23) エンジン回転計、エンジン油温計を、運転席の見やすい位置に各１個取り付けること。

(24) 各ドアには、ドア連動のＬＥＤ式足元灯を設けること。

ただし、バッテリーメインスイッチを介すること。

(25) 車輪止めは、右側後部ドア下ステップ付近に収納すること。

(26) キャブ内ダッシュボード中央部に、脱着可能なポータブルカーナビゲーションを取り付けること。(別途協議)

(27) キャブ内バックミラーをモニターに改良し、常時監視できるモニターを取り付けること。(７インチモニター)

(28) キャブ運転席側ドア下部に、オイルパンヒーター用メタルコンセント(鎖キャップ・１５m専用コード付)を取り付けること。

なお、ヒーターは、ＡＣ１００Ｖを電源とし、配線及び結線部は露出のないよう施し漏電及び防水対策等を十分に取ること。(別途協議)

(29) バッテリーは、キャブ進行方向左側後部ドア下部にシャシフレームより補強したレール付き収納装置とし、容易に点検ができ、かつ固定及び解除できるロック装置を取り付け、乗降に支障とならないようにすること。
(30) 左右サイドミラーに、くもり止めヒーターを取り付けること。
(31) 助手席側に、補助サイドミラーを取り付けること。
(32) 冷暖房装置は、車両メーカーの純正品とすること。

５　車体の構造

（１） 艤装は、総合的な重量軽減を図り車両重量のバランスを考慮して製作すること。
（２） 車体の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。
（３） 車両側板は、海水や融雪剤による防錆性が高く、かつ腐食を防止できる素材（ＦＲＰ素材等）を使用すること。各ステップはアルミ縞鋼板にて端部周辺を折り曲げ加工及び滑り止め加工した構造とすること。
（４） ボデー形状は、箱型ボデーとし、左右側面(前･後)･後面それぞれ各１枚計５枚の手動式アルミ合金シャッターとし、開閉はワンタッチでスムーズに行えるバー式とすること。
　また、ボデー側面前方及び側面後方下部左右に、各１枚のステップ兼用扉付収納ボックスを設けること。
（５） ボデー屋根上部は、雨水が滞留及び車体内部へ浸水しない構造のアルミ縞鋼板張りとすること。
（６） ボデー前方両側面シャッター内は、吸管収納スペースとすること。
（７） シャッターボックス内に可動式棚板を設けること。左右リアフェンダー上ボックス内に各１枚、後方側面右シャッターボックス内に２枚設けること。後方側面左シャッターボックス内に展開式のパネルを設置し、消火栓開閉金具、金テコ等を取り付けること。
（８） ボデー後方シャッター内は、３段仕切りとし、固定式棚板を１枚設けること。
（９） 車両側面前方及び後方シャッター下部に下蝶番式扉を設け、扉内側は、アルミ縞鋼板を張り付け、ステップとして兼用できる構造とし、チェーンレス仕様とすること。扉側面には、追突防止のため黄色反射テープを張り付けること。
(10) 左右フェンダーは、展開式とし、フェンダー内側にアルミ縞鋼板を張り付け、ステップとして兼用できる構造とすること。
　なお、展開ステップは、横移動をスムーズに行うためにフルフラットステップ構造とすること。
(11) ポンプ室は、密閉式とし、点検手入れが容易に行える構造とすること。
(12) 吸水口は、消防呼称７５㎜ボールコック(ストレーナ付)とし、ボデー前方シャッターボックス内(ポンプ室両側)に各１個取り付けすること。７５㎜×１０ｍの吸管を常時接続する構造とすること。(連続呼水装置・確認窓付)
(13) 放水口は、消防呼称６５㎜ボールコックとし、ボデー前方両側に各２個設けること。
(14) 中継口は、消防呼称６５㎜ボールコックとし、ボデー前方両側に各１個設けること。

(15) ボデー前方両側のポンプ室前部に車外無線機の送受話器が入る大きさのボックスを設けること。
(16) ボデー前方両側シャッター内の操作しやすい位置に、冷却水バルブ・冷却水グラス・グリスコック・グリスカップ等の装置を設けること。
(17) ボデー前方両側シャッター内に、各スパナ等の固定装置を取り付けること。
(18) ボデー両側面屋根に、立ち上げパネルを設けること。
(19) ボデー後面右側に、昇降用の折り畳み式アルミ合金製梯子を取り付けること。使用時以外は留め具に収まる構造とし、走行中の衝撃に十分耐えられるように取り付けること。
また、梯子横さんの踏み面に、滑り止め加工を施すこと。
(20) 左右キャブとポンプ室間に、ステンレス製昇降梯子を設けること。
(21) ボデー屋根左側に、チタン製三連梯子を積載した手動式梯子昇降装置を取り付けること。
(22) ボデー屋根右側に、資機材を収納するボックス(アルミ縞鋼板製)を設けること。(別途協議)
(23) ボデー屋根中央に、バスケット担架(支給品)を取り付けること。
(24) とび口は、梯子昇降装置基台側面に２本取り付けること。
(25) 予備ボンベを、取り出しに容易な場所に取り付けること。(別途協議)
(26) 空気呼吸器１基を、後部資機材収納室内に取り付けできる構造とすること。(別途協議)
(27) 送排風機（５ｍダクト２本付：支給品)を、後部資機材収納室に取り付けること。(別途協議)
(28) 燃料タンクは、低重心化を図るためシャシ下部の位置に取り付けること。
(29) 給油口には、燃料の種類と容量を記入すること。
(30) 牽引フックを、車両前部フロントバンパー内に取り付けること。
(31) ボデー後面上部に、バックアイカメラを取り付け、上部に保護カバーを設けること。
(32) 前輪後輪には、ゴム製の泥除けカバーを取り付けること。
(33) テールランプは、視認性の高いＬＥＤ式とすること。

６　電装品

（１） キャブルーフは、赤色警光灯一体型ハイルーフ式(スピーカー内蔵)とすること。
（２） キャブルーフ上には、ルーフ埋め込み型ＬＥＤ式赤色警光灯及び標識灯を取り付けること。
（３） キャブ内を有効に照明できる室内灯(天井埋め込み角型)を設け、ドアスイッチと切り替えスイッチの両用で使用できる構造とすること。
また、助手席天井部に１箇所、後部座席天井部に３箇所のＬＥＤ式マップランプを取り付けること。
（４） キャブ前部グリル内に、ＬＥＤ赤色点滅灯を４個取り付けること。
（５） キャブ両側面バンパー脇に、ＬＥＤ赤色点滅灯を各１個取り付けること。
（６） ボデー側面屋根部の立ち上げパネルに、ＬＥＤ赤色点滅灯を左右各４個、ＬＥＤ作業灯はパネルの端から端までをカバーできるものとし左右各２個ずつ取り付けること。

（７） ボデー後面上部左右対称の位置に、ＬＥＤ赤色点滅灯及びＬＥＤ作業灯を各１個取り付けること。
（８） ボデー屋根立ち上げパネル後部側面に、ＬＥＤ赤色点滅灯を各１個取り付けること。
（９） ボデー屋根前部左右両側面に、ＬＥＤ式投光器を伸縮柱に取り付けること。伸縮柱は左右ともに手動昇降式とすること。
(10) 各シャッター室内上部に、シャッターの開閉と連動して点灯する照明灯を取り付けること。
(11) 両側後輪付近の適当な位置に、保護枠付きの路肩灯を取り付けること。点灯は、シャシスモールランプと連動すること。
(12) 各ボックス内に、ドア開閉と連動して点灯するＬＥＤ照明灯を設けること。
(13) 電装品のスイッチは、十連スイッチとし、オーバーヘッドコンソール内に取り付けること。
(14) 各装置のヒューズは、ダッシュボックス付近に専用のボックスを設け、ヒューズごとに銘板を取り付けること。
(15) 電子サイレン
ア　サイレン装置は、機能集中型操作スイッチを取り付けること。
イ　取り付け位置は、キャブ内オーバーヘッドコンソール内の適当な位置に取り付けること。
ウ　アンプは、５０W以上で電子サイレン・電子警鐘・拡声機能及び音声合成機能を持つものとすること。
エ　スピーカーは、赤色警光灯一体型ハイルーフに内蔵する専用スピーカーとすること。
(16) 電動モーターサイレン
ア　モーターサイレンは、赤色警光灯一体型ハイルーフ内蔵型(防雪カバー付)とすること。
イ　スイッチは、十連スイッチ内に設けること。
(17) フレキシブルマイク
運転席右側上部に取り付け、直近にスイッチを設けること。
(18) 後退警報器
ＯＮ･ＯＦＦ切替スイッチを設け、音声式とすること。

７　手動式梯子昇降装置

（１） ボデー屋根上部進行方向左側に、手動式梯子昇降装置を取り付けること。
（２） 梯子の固定装置は、二重構造の安全かつ確実なもので容易に固定・解除できる構造とすること。
（３） 梯子の固定装置には、梯子横ずれ防止用のサイドガード等を取り付けること。
（４） 梯子昇降装置基台側面には、とびロを２本取り付けること。

８　無線電話装置

（１） 無線電話装置本体を、オーバーヘッドコンソール内に取り付けること。(無線電話装置本体は、現車両の装備品を載せ換え、取り付けるものとする。配線は新品とすること。)

（２） センターコンソール部の適当な位置にＡＶM装置を取り付けること。（ＡＶM装置は、現車両の装備品を載せ換え、取り付けるものとする。配線は新品とすること。）

（３） ボデー左右ポンプ室シャッター内の操作が容易な位置に、無線送受話器取り付けスペースを設け、キャブ内無線機との間に配線ケーブルを取り付けておくこと。（ＡＶM外部設定器制御ケーブルは新品とする。）

９　電気装置

（１） バッテリーは、ＪＩＳ規格１５５Ｇ５１Ｒを２個とする。バッテリー引出装置から引き出した状態においても支障のないようコード類は十分余裕をもたせること。

（２） オルタネーターは、２４Ｖ－９０Ａ以上の中低速回転タイプとすること。

（３） 電気装置は、直流２４Ｖのマイナスアース式とすること。

10　水ポンプ装置

（１） 水ポンプ

ポンプ性能　Ａ－２級

・送水静圧力０．８５Mpa において放水量２，２００L/min 以上

・送水静圧力１．４０Mpa において放水量１，９００L/min 以上

（２） 水ポンプは、シャシエンジンのＰ．Ｔ．Ｏ(パワーテイクオフ)により駆動され、Ｐ．Ｔ．Ｏの操作は、運転席に設けられたスイッチ又はレバーにより行うものとすること。

（３） Ｐ．Ｔ．Ｏは、シフトレバーが「Ｎ（ニュートラル)」レンジで駐車ブレーキが作用している状態でのみ接続可能とすること。

（４） 水ポンプは、キャフス装置のスペースを確保できるよう小型化するためコンパクトなインデューサー付１段ボリュートポンプとすること。

（５） 材質は、各装置による重量増を解消するため本体をアルミ製とすること。

ただし、インペラーについては砂利等の混入にも対応できるよう強度・腐食性を考慮し青銅鋳物とすること。

（６） グランド部は、不凍液等を必要としない完全メンテナンスフリーのメカニカルシールとすること。

11　真空形成装置

（１） 真空形成装置は、資機材収納スペースの確保及び軽量化するため、圧縮空気泡消火装置のコンプレッサーから吐出される空気を利用して真空状態を形成するエゼクター方式真空形成装置とすること。

（２） 操作は、押ボタン式スイッチとし、駆動装置は円滑に作動し、揚水完了後は自動的に停止すること。

なお、非常用の別系統スイッチを車両右側に設けるものとすること。

（3） 真空性能は、吸管外端閉塞にて３０秒以内に大気圧の８４％とする。

12　安全機能装置付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は、車体左右に取り付け、操作員が容易にかつ安全にポンプ操作が行えるように次の機能を有するものとすること。

（1） 圧力計・連成計（リタード式）は、ステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とすること。

（2） ポンプスロットルは、電子式スロットルとし、左右どちらでも同方向に回転することによってエンジン回転速度を上げ下げできるものとすること。

（3） ポンプスロットルは、誤作動を防止するための安全ロック機能を設けること。

（4） 多目的表示液晶ディスプレイは、操作盤の中央とし、詳細は以下のとおりとする。

ア　取扱表示（機器取扱･点検整備･故障対策等を文章で表示ができること。）

イ　モニタ表示（警告モニタとして冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示ができ、なおかつ警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認のできるモニタ表示、ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量計を各々デジタル数値により表示できるモニタ表示であること。）

ウ　流水表示（各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。）

エ　流量計を各放水口に付き１個計４個取り付けし、液晶画面内に４個ともに表示させること。

オ　圧縮空気泡消火装置使用時には、泡流量及び水流量を表示できること。

（5） 液晶ディスプレイは、視認性を考慮し、５００カンデラ以上とすること。

（6） 非常時における真空形成装置及びスロットル操作は、ボデー右側に設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとすること。

（7） ポンプ操作装置には、隊員の安全を確保するため次の安全機能を設けること。

ア　自動調圧機能

機関員の負担を軽減するため、自動調圧装置を設けるものとし手動にて任意の圧力に上昇させた時点で設定する方法と、あらかじめ設定された７種類以上の設定圧力をワンタッチにより選択する操作方法が併用できる構造とすること。自動調圧機能の解除については、スロットル操作を行った場合自動的に解除される構造とするとともに、ワンタッチにて解除も可能な構造とすること。

イ　高圧中継警報

自動調圧中に中継圧力が高く、エンジン回転数をアイドリングまで下げても設定圧まで下げられないとき、ブザー音とともに液晶ディスプレイ内に高圧中継警告表示が点滅すること。

ウ　低圧中継警報

中継水量が不足しているとき、ブザー音とともに液晶ディスプレイ内に低圧中継警告表示が点滅すること。

エ　安全機能

真空ポンプの停止スイッチを押すと、アイドリングまでエンジン回転を下げる機能を設けること。

13　水槽

（1） 水槽は、ポンプ室上部に設け、軽量化を図るとともに腐食に強い容量１，５００L以上入りポリプロピレン製水槽(防波板付)とすること。

（2） 水槽左右側面付近に、水量計を取り付けること。

（3） 水槽左右側面に、他よりの補給口(積水口)を各１個、下部にドレン、上部にオーバーフロー及び丸型マンホールを設ける。積水口には、水槽水の逆流を防ぐために逆止弁を取り付けること。

また、水抜コック、キャップも取り付けること。ドレンは、側面より操作できるようにバルブをステップ下部まで延長すること。

（4） 水槽への水の補給条件(送水圧力)が表示されていること。

（5） タンクへの送水最大圧力は、金属製のタンクと同等の０．３５MPa 以上とすること。

（6） 水槽とポンプの給水側との間に、７５㎜ボールコックを設け、可撓管継手を介して配管すること。

さらに、ポンプの吐水側から水槽へ送水出来る構造とすること。

（7） タンク吸水口は、電動コックを使用しポンプ操作装置のディスプレイ内で操作可能にすること。

14　不凍液注入装置

不凍液は、外部ホースを取り付け注入する方式とすること。

15　自衛噴霧装置

火災現場等に接近して消火作業が可能なように、ボデー部左右上部に各３個の自衛噴霧ノズルを設けること。

16　吸水口

吸水口は、消防呼称７５㎜ボールコック(ストレーナ付)とし、車両両側に各１個設け、７５㎜×１０ｍの吸管を接続する構造とすること。(連続呼水装置付)

17　放水口

放水口は、消防呼称６５㎜ボールコックとし、車両両側に各２個取り付けること。

なお、左右１口については後述のキャフス装置の吐出口と併用すること。

18　中継口

中継口は、消防呼称６５㎜ボールコックとし、車両両側に各１個取り付けること。

19　流量計及び流量積算計

流量計及び流量積算計を、車両両側に各１個設けること。

なお、流量計の流量の表示方法は、デジタル式とし流量範囲によって表示色が変化すること。流量範囲とは、筒先をひとり持ちで放水できる範囲、ふたり持ちで放水できる範囲、ふたり持ちでも放水ができない範囲とすること。

20　圧縮空気泡消火装置（キャフス装置）

（１）圧縮空気泡消火装置は、水ポンプ装置から送られてきた水を利用して、混合器で作られた混合液にコンプレッサーを用いて圧縮空気を送り込み、配管内部で泡状にして発泡できる装置で、少量の水で効率の良い泡消火ができるものとすること。

また、空水比が５～１０倍の消火・火炎鎮圧用湿式泡(ウエット泡)と空水比が１６～２０倍の延焼防止・残火処理用乾式泡(ドライ泡)の２種類の泡について、泡管鎗を用いることなく吐出可能なものとすること。

また、公表性能の保証、品質確保を証明するために第三者機関である(財)日本消防設備安全センターによる評定試験に合格した装置とすること。

（２）性能

ア　最大水流量６００ L/min 以上、最大空気吐出量３，２００ L/min 以上とし、最大泡吐出量３，８００ L/min 以上とすること。

なお、泡の吐出量を確認するための泡流量計を左右のポンプ操作盤ディスプレイ内に設け、確認が行えるようにすること。

イ　泡吐出圧力は、０．３MPa～１．０MPa まで無段階調整ができるものとし、吐出泡流量はスロットル操作に応じて任意に調整できるものとすること。

（３）操作方法

ア　本装置の操作は､左右ポンプ操作盤液晶ディスプレイ内で泡放射に関するすべての操作が可能なこととし、タッチスイッチ式にて操作ができることとする。

なお、左右両側の操作盤で同様の操作ができるものとすること。

イ　湿式泡と乾式泡の切替操作及び泡原液の混合比の変更は､ポンプ操作盤液晶ディスプレイ内にてワンタッチで行えるものとする。

なお、泡質の切替及び発泡倍率の変更操作は放水中でも可能とすること。

ウ　泡放射並びに混合液の放射については、自然水利、消火栓、中継水利、自車水槽のいずれの水利においても支障なく放射ができるものとすること。

エ　圧縮空気泡消火装置の動力については、水ポンプと兼用し、水・泡の放射切替の際も動力の操作を不要なものとすること。

オ　泡放射時の放水状況(泡流量､混合比率等)を左右ポンプ操作液晶ディスプレイ内に表示できるものとすること。

カ　一定の問題が発生した場合は、液晶ディスプレイにエラー情報を表示すること。

（4）安全機能

ア　泡消火原液の供給において、何らかの異常が発生した場合は隊員の安全確保のため、圧縮空気と水のみの放射に自動的に切り替わるようにすること。

イ　キャフス運転時においての適正な回転数にスロットルを上げた後においては、スロットルを上げようとしても規定回転以上には回転が上がらないよう筒先要員安全確保のためのスロットル過回転防止装置を設けること。

ウ　コンプレッサーの油温が過熱すると警報を発すること。

（5）コンプレッサー

ア　オイル循環式のロータリースクリュー型コンプレッサーとし、コンプレッサーの潤滑油は補助冷却器により冷却する構造とすること。

なお、補助冷却器は、圧力水の一部の水により冷却されるものとすること。

イ　コンプレッサーは、メンテナンスを考慮し、国産製品とすること。

ウ　コンプレッサーは、資機材収納スペースの確保のため、真空形成装置兼用とすること。

エ　コンプレッサーの冷却に使用した水は、水槽へ還流するものとすること。

また、切替により車外にも排出できる構造とすること。

（6）混合装置

圧縮空気泡における水流量を感知して、コンピュータ演算により自動的に泡原液量を調整して混合比設定する電子式比例混合式とすること。混合比は液晶ディスプレイ内でワンタッチにて変更可能とすること。

また、混合比の変更は放水中でも可能とすること。

なお、泡原液濃度の設定は０．３～１．０％の８段階の設定が可能な構造とし、左右の液晶ディスプレイ内で設定操作ができることとすること。

（7）泡原液（クラスＡ泡消火薬剤）

ア　泡原液は、環境に優しい環境保全型消火剤とすること。

イ　泡原液は、品質保証の観点から日本消防検定協会の型式を取得し、なおかつ型式適合検定に合格したものとすること。

ウ　泡原液は、淡水又は海水を使用した１％水溶液において、６倍以上の発泡倍率を有すること。

エ　泡原液の原料である界面活性剤は、医薬部外品化粧品原料規格２００６適合品（化粧品原料として使用可能であり、厚生労働省が認めた界面活性剤であること。肌（皮膚）に影響が少なく、洗って（洗顔、洗浄）排水に流せるもの。）であること。

（8）ポンプ室内に、交換容易なポリタンク（２０Ｌ）式の容器を設置すること。消火作業中の泡原液の補給を容易に行えるよう、固定型の泡原液槽は設けないこと。

また、訓練用薬剤を外部吸液できるよう切替コックを設けること。

（9）本装置での泡消火作業は、ポンプ室左右の水ポンプ吐水口を使用し、ポンプ操作盤の操作により、容易に泡放射と水放水の切替が可能な配管構造とすること。

なお、操作性及び誤操作防止のため、消火泡吐出口を専用で設けないこと。

(10) 圧縮空気泡消火装置(コンプレッサー、混合装置等)は全てポンプ室内に収納し、速消ボックスや後部シャッターボックス等各ボックス内のスペースを確保し、ホースや資機材等を積載できる構造とすること。
(11) 中継口より受水した場合でも使用可能とすること。

21 安全装置

（1） 各吐水コックは、ノブを回すことによってロックできる構造とすること。
（2） Ｐ.Ｔ.Ｏがつながっていない場合は、全てのスロットルダイヤルを操作してもエンジン回転操作ができない構造とすること。
（3） ダイヤル式スロットルには、安全ロック機能を設け、誤操作によるエンジン回転上昇を抑える構造とすること。
　ただし、ロックした状態であっても安全方向側（スロットルダウン）へは操作できるものとすること。
（4） 上限圧力設定機能を設け、あらかじめ設定したポンプ圧力を超えないようにエンジン回転速度を自動的に減速させる構造とすること。
（5） 流量計の流量の表示方法は、放水操作時の目安となるように流量の上昇によって表示色が変化すること。
（6） 真空ポンプは、破損防止のため自動揚水の場合エンジン回転が一定回転以上では作動しない構造とすること。
（7） 現場での万一のトラブルや訓練先での確認事項に冷静に対処することができるよう、機器説明、点検整備方法、フローチャート式の故障対策を液晶パネルに表示できる構造とすること。
（8） 安全装置として、ワンタッチでエンジン回転をアイドリングまで下げることのできるスイッチを設けること。
（9） 誤操作による事故防止のため、ポンプスロットルは左右とも右回転でスロットルアップする構造とすること。

22 塗装

（1） 車両は、朱赤色とし、塗料はＶＯＣ(揮発性有機溶剤)削減、環境負荷物質(鉛など)を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
（2） 車両は、充分に錆落としの上、プライマー・パテ・サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ朱赤色ウレタン塗装により３回以上の塗装を行うこと。
（3） アルミ縞板使用部は、無塗装とすること。
（4） 車両下回りは、黒色塗装とし、防錆塗装をすること。

23 記入文字

（1） キャブ両側後部ドアに、丸ゴシック体・反射白文字・左読みで「燕・弥彦消防」と記入すること。

（２） キャブ前面右側フロントガラス下部に、丸ゴシック体・反射白文字で、「分水Ｔ」と記入すること。
（３） ボデー後面右側下部に、丸ゴシック体・白文字で、「分水Ｔ」と記入すること。
（４） 対空表示をキャブ屋根上に、丸ゴシック体・黒文字で「分水Ｔ」と横文字で記入すること。
（５） 標識灯は、丸ゴシック体・黒文字で「分水」と記入すること。
（６） ボデー両側シャッターに、当消防本部が指定する文字・デザインを記入すること。
（７） 文字の大きさ・シャッターのデザインについては、別途協議とする。
（８） 各計器類及びバルブ・コック類には、名称及び開閉方向を表示すること。
（９） 各操作部(ハンドル･レバー･スイッチ等)には、名称及び操作方法を明記すること。

第４　廃車手続き

１　廃車車両

平成４年８月登録の水槽付消防ポンプ自動車(名称：分水タンク)「新潟８８さ　７９８０」は、下取り後完全抹消登録、重量税の還付金及び自賠責保険料の払戻金の手続きは受注者が行い、登録にかかる書類を当消防本部に提出すること。

第５　補則

１　納期

（１）新潟運輸支局新潟陸運支局の新規登録を受けた後、緊急自動車届出確認書を添えて各部の点検整備を実施のうえ、燃料を満タンにし納入すること。
（２）納入場所は、燕市吉田浜首４０８番地１　燕・弥彦総合事務組合消防本部とする。
（３）納期は平成２６年１２月２５日とする。

２　検査

「消防車両の安全基準について」において示されている「第三者機関による認証」は、日本消防検定協会による安全基準への適合の検証を行うこと。

ただし、消防ポンプ自動車にかかる受託個別試験手数料は受注者が負担すること。

３　保守

納車後１０年間の保守点検、整備等にかかる経費一覧表を提出すること。

４　その他

その他の経費が発生した場合は、受注者側が負担するものとする。

なお、その他の経費について疑義が生じた場合、当消防本部に速やかに連絡し承認又は指示を受けること。

別表

取付品・付属品

（1）シャシ取付品・付属品

No.	品　　名	内　　容	数量
1	シャシ	２２０馬力、４WD、６MT，Wキャブエアコン、パワーウィンドウ、ＡＢＳ、パワーステアリング、ディスチャージヘッドランプ、フォグランプ、キーレスエントリー(３個)、電磁ドアロック、サンバイザー、オルタネーター９０A、ポスト新長期対応車	１台
2	自動車工具	ＫＴＣ工具セット　SK348S	１式
		点検ハンマー　　UDHT－2	１本
3	フロアーマット	純正品　　前席、後席各１組	１式
4	フロントバンパーアルミ縞板		１式
5	車輪止	ゴム製	２個
6	三角表示板		１個
7	発煙筒	車両標準装備品	１個
8	非常信号灯	点滅機能･マグネット付　　単Ⅱ電池付	１本
9	赤旗	約38㎝×40㎝　　木製柄付	１本
10	ブースターケーブル	大型車用	１本
11	牽引用ワイヤー	長さ　5m	１本
12	スペアタイヤ	夏用　245/70R19.5　ホイール付	１本
13	スタッドレスタイヤ	冬用　245/70R19.5 ﾎｲｰﾙ付　ﾌﾞﾘﾁﾞｽﾄﾝ	６本
14	タイヤチェーン	ダブルチェーン　バンド付	１式
15	バッテリー	１５５Ｇ５１Ｒ	２個
16	坂道発進補助装置		１式
17	後退警報器	音声式	１式
18	後退警報器切替スイッチ	ON/OFFスイッチ	１式
19	サイドバイザー	純正品(樹脂製)　　４枚	１式
20	補助サイドミラー	助手席側	１個
21	ナンバーフレーム	ステンレス製	１組
22	泥除けゴム	前輪、後輪用	４枚
23	大型デジタル時計	キャブ内	１台
24	くもり止めヒーター	左右サイドミラー	２個

（２）取付品及び取付装置

No.	品　　名	内　　容	数量
1	赤色警光灯	キャブルーフ赤色警光灯（ＬＥＤ）一体型 ハイルーフ式（スピーカー内蔵）	１式
2	赤色点滅灯（フロントグリル内）	LINZ6CR24　　ウィレン製	４個
3	赤色点滅灯（フロントバンパー両側面左右対称）	VTXFCR24　　ウィレン製	２個
4	赤色点滅灯（リヤ上部左右対称）	WION SMCR24（ﾘﾚｰULF28DOT付）ウィレン製	２個
5	赤色点滅灯（両側面屋根立ち上がり部）	WION SMCR24（ﾘﾚｰULF28DOT付）ウィレン製	８個
6	赤色点滅灯（リヤ屋根立ち上がり部左右）	LED灯	２個
7	作業灯（リヤ上部左右対称）	PELCC24　　ウィレン製	２個
8	作業灯（両側面屋根立ち上がり部）	LED灯　1400㎜幅	４個
9	投光器（ボデー前部左右両側面）	サーチライト　PCP224-P(24V)150W 手動伸縮柱付　　ウィレン製	２式
10	電子サイレンアンプ	ＴＳＫ－５１０２Ｖ　　大阪サイレン製 音声合成装置付　　専用マイク付 フレキシブルマイク　　ＵＤ－１００	１式
11	電動モーターサイレン	ハイルーフ内蔵型	１個
12	標識灯	ハイルーフ内蔵型　　黄色	２個
13	十連スイッチ	SAB－100　リレーボックス付	１式
14	消防章	樹脂製　　150㎜	１個
15	ボックス灯・エンジン点検灯	ＬＥＤ灯	18個
16	足元灯（各ドア）	ＬＥＤ灯	４個
17	路肩灯（保護枠付）	バス型(LED式)　　保護枠付	２個
18	室内灯	天井埋込式角型ＬＥＤ	１式
19	マップランプ(助手席１個､後部座席３個)	CL-OS1D24　　ウィレン製	４個
20	ポンプ圧力計	100㎜丸型　透過光照明灯付	２個
21	ポンプ連成計(リタード式)	100㎜丸型　透過光照明灯付	２個
22	エンジン回転計	シャシ固有のもの	１個
23	エンジン油温計	シャシ固有のもの	１個
24	流量計	デジタル式	２個
25	積算流量計	デジタル式	２個
26	アワーメーター	コンプレッサー用	１個
27	オイルパンヒーター	15m専用コード付	１式
28	不凍液注入装置		１式
29	地図収納ボックス	展開式テーブル兼用　後部座席前部中央	１式

30	面体掛用フック	ステンレス製　　後部座席背面	４個
31	バッテリー引き出し装置		１式
32	牽引用フック	車両前部	１式
33	圧縮空気泡消火装置（キャフス装置）	国産品	１式
34	三連梯子昇降装置	手動式	
35	呼吸器埋込型シート	ボストロム製シート（後部座席）	３脚
36	空気呼吸器取付装置（後部座席）	クイックホルダー　　BAB200	３基
37	アルミシャッター	車両側面各２枚、後面１枚	１式
38	昇降用はしご	後面右側　　アルミ製展開式	１式
		ボデー前部左右　　アルミ製	２台
39	バスケット担架	（支給品）ボデー屋根中央	１台
40	送排風機（ダクト２本付）	（支給品）	１式
41	外部文字記入	左右ドア、シャッター、後部、屋根	１式
42	マグネットシート	白色　A4サイズ　「訓練」黒丸ゴシック体	２枚
43	ポータブルカーナビゲーションシステム	（２４Ｖ対応） 地上デジタルＴＶチューナー、ＳＤ内蔵 車載用･携帯用必要資機材含む	１式
44	バックアイカメラ	ルームミラー型モニター	１式
45	携帯拡声器	ＴＲＭ－１１９　　ユニペックス製	１台
46	無線電話装置（車載）	（支給品）別途協議(配線は新品とする)	１式
47	ＡＶＭ装置	（支給品）別途協議(配線は新品とする)	１式

（3）付属品

No.	品　　名	内　　容	数量
1	吸管	ライフレックス75mm×10m（ＡＣエキスパン金具付)　　オーサカゴム製	２本
		吸管エルボ　　ヨネ製	２個
2	吸管ストレーナ	プラスチック製	２個
3	吸管ちりよけ篭	ポリ製	２個
4	吸口ストレーナ	プラスチック製	２個
5	中継口用ストレーナ		２個
6	吸管枕木	ゴム製	２個
7	吸管ロープ	径10mm×15m	２本
8	消火栓金具	呼称75メスネジ×呼称65差込メス（AC)	１個
9	中継用媒介金具	呼称65メスネジ×呼称65差込メス（AC)	２個
10	放口媒介金具	呼称65メスネジ×呼称65差込オス（AC)	４個
11	差込式異径媒介金具	呼称50差込メス×呼称65差込オス（AC)	２個
		呼称65差込メス×呼称50差込オス（AC)	２個
12	消火栓開閉金具	地上式・地下式	１式
13	防火水槽用手鍵	新潟仕様	１組
14	吸管スパナ		２丁
15	管そう	無反動ノズル　φ65mm　　PL-65	２本
16	キャフス用ノズル	エコファイター　MFC-001EF　50mm	２本
17	ノズル	可変噴霧ノズル　NV-65BX　φ23	２個
18	とび口	1,800mm　　グラスファイバー製	２本
19	金テコ	1,200mm	１本
20	スコップ	剣先	１丁
21	三連はしご（チタン製)	ＭＴＴＬ－３８７　横桟補強型　東消式	１脚
22	消火器	ＡＢＣ粉末６kg入（自動車用）	１本
23	ポンプ工具		１式
24	分岐管	マルチコネクト分岐ボールバルブ WB-65MC	２個
25	ホースブリッジ	スーパーＬ　　オーサカゴム製	１組
26	ホースバンテージ	キンパイ　　ＨＢ－１００	５枚
27	スタンドパイプ	双口引上式バルブ付　　PS-65DV	１本
28	照明器具	投光器 I-500H　500Wハロゲンライト 三脚　K-1型　コードリール　BF-301K 発電機　EU-9i（支給品）	１式

29	空気呼吸器	ＮＭ３０(CS面体首掛紐付)面体保護シール、コーナーテープ付 ＦＲＰカーボンボンベ　6.8ﾘｯﾄﾙ　29.4Mpa 保護カバー付	３基
30	予備ボンベ	ＦＲＰカーボンボンベ　6.8ﾘｯﾄﾙ　29.4Mpa 保護カバー付	４本
31	携帯用ガラス破壊器具	ウィンドポンチ　　ホルマトロ製	１本
32	エンジンカッター	ハスクバーナーＫ７６０Rescue 12ｲﾝﾁ ダイヤモンドブレード　EZ-300　　１枚 純正レジノイドブレード金属用　１０枚 純正レジノイドブレード非金属用　５枚	１式
33	携帯用破壊器具　コンビツール	ＯＴＣ－３００　　オグラクラッチ製	１式
34	ＬＥＤ合図灯	ＬＥＤ点滅/点灯式　　単Ⅱ電池付	５本
35	立ち入り禁止テープ	消防用　100m巻	10巻
36	反射ベスト	カスタムメイドＡタイプ 燕・弥彦消防仕様	５枚
37	山林火災用水のう	ジェットシューターＳ	２基
38	泡消火薬剤	ミラクルフォームα＋(プラス) (石けん系環境保全型) 20ﾘｯﾄﾙ缶	５缶
39	訓練用泡消火薬剤	トレーニングフォーム　　10ﾘｯﾄﾙ缶	３缶

※１　消防用ホース（結合金具を除く）の規格は、消防用ホースの技術上の規定を定める省令（昭和４３年自治省令第２７号）によること。

２　消防ポンプ用ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成４年自治省令第２号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成４年自治省令第３号）によること。

３　吸管（結合金具を除く）の規格は、消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２５号）によること。